

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

条 例

- 福島県部等設置条例の一部を改正する条例
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県市町村振興基金条例の一部を改正する条例
- 福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
- 民生委員の定数を定める条例
- 福島県介護保険審査会条例の一部を改正する条例
- 福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- 福島県特例児童扶養資金貸付金の償還の免除に関する条例を廃止する条例
- 福島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 福島県児童福祉施設条例の一部を改正する条例
- 福島県地域医療介護総合確保基金条例
- 福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- 福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 福島県都市計画法施行条例の一部を改正する条例
- 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

三 三六六 七七七二 〇〇 九 四 四四二二 二二一

- 福島県都市公園条例の一部を改正する条例
- 福島県県営住宅等条例の一部を改正する条例
- 福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部を改正する条例

条 例

福島県部等設置条例の一部を改正する条例、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、福島県市町村振興基金条例の一部を改正する条例、福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例、民生委員の定数を定める条例、福島県介護保険審査会条例の一部を改正する条例、福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例、福島県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例、福島県特例児童扶養資金貸付金の償還の免除に関する条例を廃止する条例、福島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例、福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例、福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県地域医療介護総合確保基金条例、福島県保健師等及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、福島県都市計画法施行条例の一部を改正する条例、風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例、福島県都市公園条例の一部を改正する条例、福島県県営住宅等条例の一部を改正する条例、福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例及び福島県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第八十九号

福島県部等設置条例の一部を改正する条例

福島県部等設置条例（平成五年福島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。

福島県部設置条例

第一条中「内部組織（以下「部等」という。）を「部」に、「知事直轄 総務部」を「総務部」に改める。

第二条の見出し中「部等」を「部」に改め、同条本文中「部等」を「部」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「他部等」を「他部」に改め、同号オを同号キとし、同号アからエまでを同号ウからカまでとし、同号にア及びビとして次のように加える。

三

三六六

七七七二

〇〇

九

四

四四二二

二二一

- ア 秘書、広報及び広聴に関する事項
- イ 特定の課題の調査に関する事項

第二条第二号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 危機管理部

- ア 危機管理に関する事項
- イ 総合的な安全管理に関する事項
- ウ 原子力安全対策に関する事項
- エ 防災その他県民生活の安全に関する事項
- 第二条第四号イ及びウを次のように改める。
 - イ 交通安全に関する事項
 - ウ 男女共同参画に関する事項
- 第二条第五号に次のように加える。
 - エ 子ども・子育て支援に関する事項
 - オ 青少年の健全育成に関する事項

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県条例第九十号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十三年福島県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「六千四百円」を「八千円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。
- (人事委員会規則への委任)
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(人事課)

福島県条例第九十一号

福島県市町村振興基金条例の一部を改正する条例

福島県市町村振興基金条例(昭和三十九年福島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「建設事業」の下に、「公共施設等(地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)第三十三条の五の八に規定する公共施設等をいう。)の除却に関する事業」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福島県条例第九十二号

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報保護評価に関する合議制の機関)

第二条 特定個人情報保護評価に関する規則(平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号)第七条第四項の個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関は、福島県個人情報保護審査会とする。

2 前項の合議制の機関は、必要があると認めるときは、情報通信技術に関し専門的知識を有する者その他適当と認める者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(情報政策課)

福島県条例第九十三号

民生委員の定数を定める条例

民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)第四条第一項の規定により条例で定める民生委員の定数は、次の表の上欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数とする。

市町村の区域		定数
福島市		五八三人
会津若松市		二七四人
白河市		一四〇人
須賀川市		一五四人
喜多方市		一七四人
相馬市		八六人

(市町村財政課)

猪苗代町	磐梯町	西会津町	北塩原村	南会津町	只見町	檜枝岐村	下郷町	天栄村	鏡石町	大玉村	川俣町	国見町	桑折町	本宮市	伊達市	南相馬市	田村市	二本松市
四九人	一八人	四三人	一六人	八七人	三四人	五人	三七人	二四人	二二人	二一人	五五人	三二人	三四人	七〇人	一七三人	一七一人	一一三人	一四一人

古殿町	浅川町	平田村	玉川村	石川町	鮫川村	塙町	矢祭町	棚倉町	矢吹町	中島村	泉崎村	西郷村	会津美里町	昭和村	金山町	三島町	柳津町	湯川村	会津坂下町
二六人	一八人	二一人	一八人	五五人	一八人	三五人	二五人	四五人	三五人	一五人	一八人	三八人	八二人	一人	二二人	一五人	二二人	一四人	六七人

三春町	五四人
小野町	三二人
広野町	一五人
檜葉町	二二人
富岡町	三四人
川内村	一四人
大熊町	二七人
双葉町	二一人
浪江町	五九人
葛尾村	一〇人
新地町	二六人
飯館村	三〇人

附 則
この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(社会福祉課)

福島県条例第九十四号

福島県介護保険審査会条例の一部を改正する条例

福島県介護保険審査会条例(平成十一年福島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

2 前項の合議体を構成する委員の定数は、三人とする。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(高齢福祉課介護保険室)

福島県条例第九十五号

福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例

福島県介護保険法施行条例(平成十一年福島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(指定居宅介護支援事業者として指定する者)

第二条の二 法第七十九条第二項第一号の条例で定める者は、法人とする。

第四条中「第八条の二第六項」を「第八条の二第五項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第八項」を「同条第六項」に、「同条第十項」を「同条第八項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則

(高齢福祉課介護保険室)

福島県条例第九十六号

福島県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 人員に関する基準(第四条・第五条)

第三章 運営に関する基準(第六条―第三十一条)

第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第三十二条)

附 則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第四十七条第一項第一号並びに法第八十一条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第三条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思

及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者へ提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

第二章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第四条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに一以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であつて常勤であるもの（以下次条第二項を除き、単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所ごとの介護支援専門員の員数は、利用者の数が三十五又はその端数を増すごとに一とする。

（管理者）

第五条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。

3 第一項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

二 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第三章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を文書により得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第三条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下

この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 第三項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定居宅介護支援事業者は、第三項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第三項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方法

7 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第七条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第八条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認められた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じ

なければならぬ。

(受給資格等の確認)

第九条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十一条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第十二条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第四十六条第四項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十三条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第一項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第十四条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、

常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十五条 指定居宅介護支援の方針は、第三条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

五 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

七 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

八 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

九 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原

案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

十三 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

十四 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

十五 第三号から第十一号までの規定は、第十二号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

十六 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合においては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

十七 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

十八 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

十九 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービスに係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

二十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

二十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

二十三 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者による趣旨（同条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

二十四 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

二十五 指定居宅介護支援事業者は、法第一百五十五条の二十三第三項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

（法定代理受領サービスに係る報告）
第十六条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第四十一条第十項の規定により同条第九項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国

民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会（以下「国民健康保険団体連合会」という。）に委託している指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスを係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

第十七条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

第十八条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたとき。

二 偽りその他不正の行為によつて保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

第十九条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

第二十条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 その他運営に関する重要事項

第二十一条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供

ことができるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

第二十三条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第二十四条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

第二十五条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

第二十六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。

第二十七条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行つてはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行つてはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させること

対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第二十八条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第六項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならぬ。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十九条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十一条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 第十五条第十二号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第十五条第七号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第十五条第九号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第十五条第十三号に規定するモニタリングの結果の記録

三 第十八条に規定する市町村への通知に係る記録

四 第二十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 第二十九条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第三十二条 第三条、第二章及び第三章(第二十八条第六項及び第七項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第六条第一項中「第二十条」とあるのは「第三十二条において準用する第二十条」と、第十二条第一項中「指定居宅介護支援(法第四十六条第四項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第四十七条第三項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

2 福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十号)の一部を次のとおり改正する。

第十三条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十三条第九号」を「福島県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年福島県条例第九十六号)第十五条第九号」に改める。

(高齢福祉課介護保険室)

福島県条例第九十七号

の規定にかかわらず、施行日から起算して五年間は、なお従前の例によることができる。
(子育て支援課)

福島県条例第百号

福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)第十三条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準(以下「設備運営基準」という。)を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成二十六年文部科学省令第一号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。
内閣府
厚生労働省

(設備運営基準の目的)

第三条 設備運営基準は、知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(設備運営基準の向上)

第四条 知事は、福島県子ども・子育て会議(福島県子ども・子育て会議条例(平成二十五年福島県条例第八十八号)第一条第一項の規定により設置された知事の附属機関をいう。)の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(学級の編制の基準)

第五条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一学級の園児数は、三十人以下とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員の配置の基準)

第六条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を一人以上置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
一 満四歳以上の園児	三十人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	二十人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	六人につき一人
四 満一歳未満の園児	三人につき一人

備考

一 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。))を有し、かつ、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十八条の十八第一項の登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。

三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

五 子どもの年齢は、年度の初めの日の前日における満年齢とする。ただし、当該年度中に満三歳に達したことにより随時就園した教育時間相当利用児(第十条第一項第二号に規定する教育時間のみを利用する園児をいう。)はこの限りでない。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第十四条第一項において読み替えて準用する福島県児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十七号。以下「児童福祉施設基準条例」という。)第四十六条(後段を除く。第八条第三項において同じ。)の規定により、

調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- 一 副園長又は教頭
- 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- 三 事務職員

(園舎及び園庭)

第七条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、二階建以下とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は一階に設けるものとする。ただし、園舎が第十四条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条第四十五号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であつて第十四条第一項において準用する児童福祉施設基準条第四十五号第七号イからクまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならぬ。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることとする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

一学級	百八十平方メートル
二学級以上	三百二十平方メートルに学級数から二を減じて得た数に二百平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積

二 満三歳未満の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積
園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

二学級以下	三百三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数に三十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積
三学級以上	四百平方メートルに学級数から三を減じて得た数に八十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積

イ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

二 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備)

第八条 園舎には、次に掲げる設備（第二号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- 一 職員室
- 二 乳児室又はほふく室
- 三 保育室
- 四 遊戯室
- 五 保健室
- 六 調理室
- 七 便所
- 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室（満三歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下回ってはならない。

3 満三歳以上の園児に対する食事の提供については、第十四条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条第四十六号に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。

この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

- 一 乳児室及びほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児の数を乗じて得た面積
- 二 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積

7 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

- 一 放送聴取設備
- 二 映写設備
- 三 水遊び場

四 園児清浄用設備

五 図書室

六 会議室

(園具及び教具)

第九條 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第十條 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下回ってはならないこと。

二 教育に係る標準的な一日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、四時間とし、園児の心身の発達程度、季節等に適切に配慮すること。

三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、一日につき八時間を原則とすること。

2 幼保連携型認定こども園における開園時間は、一日につき十一時間を原則とする。

3 第一項第三号及び前項の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(子育て支援事業の内容)

第十一條 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、地方公共団体との連携の下、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(揭示)

第十二條 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を揭示しなければならない。

(学校教育法施行規則の準用)

第十三條 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十四條の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四條第六項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

第十四條 児童福祉施設基準条例第五條、第六條第一項、第二項及び第四項、第七條第

一項、第九條、第十一條から第十三條まで、第十五條（第四項ただし書を除く。）、第二十條、第二十一條第一項、第三項及び第四項、第四十五條第七号、第四十六條（後段を除く。）並びに第五十條の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五條の見出し及び同條第二項	最低基準	設備運営基準
第五條第一項	最低基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下第六條第一項、第九條第一項、第十三條において「法」という。）第十三條第一項の規定により都道府県が条例で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）
第六條第一項	入所している者	法第十四條第六項に規定する園児（以下「園児」という。）
第六條第二項及び第十五條第五項	児童の	園児の
第十一條の見出し	入所した者	園児
第十一條並びに第十五條第二項及び第三項	入所している者	園児
第十一條	又は入所	又は入園
第十二條	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児

第二十一条第三項	入所している者	援助	利用者	社会福祉施設	第十条	入所している者	その児童等	入所中の児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項	第十三条 児童福祉施設の長
援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係	園児	教育及び保育（満三歳未満の園児に並びに子育ての支援	園児	学校、社会福祉施設等	福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年福島県条例第百号）第十四条第二項において読み替えて準用する第十条	保育を必要とする子どもに該当する園児	園児	法第四十七条第三項	第十四条第一項に規定する園長（以下「園長」という。）

第五十条第二項	乳幼児の養育及び保護者	保育所の長	保育	入所している乳幼児	保育所の長	乳幼児	幼児	幼児	第四十六条第一号及び第四号	第四十六条各号列記以外の部分	第十五条第一項	乳幼児	施設及び設備	施設又は設備	施設又は設備	耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）	又は遊戯室	る
教育及び保育並びに子育て	園長	教育及び保育	園児	園長	園児	園児	園児	園児	福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第十四条第一項において読み替えて準用する第十五条第一項	園児	設備	設備	設備	耐火建築物	、遊戯室又は便所			

2

児童福祉施設基準条例第十条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

(幼稚園設置基準の準用)

第十五条 幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）第七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第一項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第二項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

第二条 施行日から起算して五年間は、第六条第三項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があつたものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。以下この条において同じ。）の職員配置については、なお従前の例によることができる。

2 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第七条から第九条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

第三条 施行日から起算して五年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第六条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ」とあるのは、「又は」とすることができる。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第四条 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が

確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第七条第三項及び第七項並びに第八条第六項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七 条第 七項	読み替えられる字句	第十四条第一項において読み替えて 準用する児童福祉施設基準条例第四 十五条第七号ア、イ及びカに掲げる 要件を満たす	読み替えられる字句
		一次に掲げる面積のうちいずれか 大きい面積 ア 次の表の上欄に掲げる学級数 の区分に応じ、それぞれ同表の 下欄に定める面積	一次の表の上欄に掲げる学級数 の区分に応じ、それぞれ同表の 下欄に定める面積
第七 条第 七項	読み替えられる字句	耐火建築物で、園児の待避上必要 な設備を備える	読み替えられる字句
		二学級 以下 三百三十平方メートル に学級数から一を 減じて得た数に三十 平方メートルを乗じ て得た面積を加えて 得た面積	二学級 以下 三百三十平方メートル に学級数から一を 減じて得た数に三十 平方メートルを乗じ て得た面積を加えて 得た面積
三学 級以 上	読み替えられる字句	四百平方メートルに 学級数から三を減じ て得た数に八十平方 メートルを乗じて得 た面積を加えて得た 面積	三学級 以上 四百平方メートルに 学級数から三を減じ て得た数に八十平方 メートルを乗じて得 た面積を加えて得た 面積
		二百平方メートルに 学級数から三を減じ て得た数に八十平方 メートルを乗じて得 た面積を加えて得た 面積	二百平方メートルに 学級数から三を減じ て得た数に八十平方 メートルを乗じて得 た面積を加えて得た 面積

イ 三・三平方メートルに満三歳
以上の園児数を乗じて得た面積

<p>第八 条第 六項</p> <p>次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。 一 乳児室及びほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児の数を乗じて得た面積 二 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	<p>乳児室及びほふく室の面積は、三・三平方メートルに満二歳未満の園児の数を乗じて得た面積以上とする。</p>				
<p>読み替える規定</p> <p>読み替えられる字句</p> <p>第十四条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例</p>	<p>読み替える字句</p> <p>児童福祉施設基準条例</p>				
<p>第七 条第 六項</p> <p>一次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="172 336 446 672"> <tr> <td>一学級</td> <td>百八十平方メートル</td> </tr> <tr> <td>二学級以上</td> <td>三百二十平方メートルに学級数から二を減じて得た数に百平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積</td> </tr> </table>	一学級	百八十平方メートル	二学級以上	三百二十平方メートルに学級数から二を減じて得た数に百平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積	<p>一次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <p>一 満三歳以上の園児数に応じ、一次条第六項の規定により算定した面積</p>
一学級	百八十平方メートル				
二学級以上	三百二十平方メートルに学級数から二を減じて得た数に百平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積				

2 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼児連携型認定こども園を設置する場合には、当該幼児連携型認定こども園に係る第七条第三項、第六項及び第七項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第七 条第 七項</p> <p>一次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="734 1299 1181 1635"> <tr> <td>二学級以下</td> <td>三百三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数に三十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>四百平方メートルに学級数から三を減じて得た数に八十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積</td> </tr> </table> <p>イ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	二学級以下	三百三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数に三十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積	三学級以上	四百平方メートルに学級数から三を減じて得た数に八十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積	<p>一 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>
二学級以下	三百三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数に三十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積				
三学級以上	四百平方メートルに学級数から三を減じて得た数に八十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積				

3 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼児連携型認定こども園を設置する場合には、当該幼稚園又は保育所と同一の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第七条第七項第一号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼児連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

一 園児が安全に移動できる場所であること。
二 園児が安全に利用できる場所であること。
三 園児が日常的に利用できる場所であること。
四 教育及び保育の適切な提供が可能なる場所であること。

（子育て支援課）

福島県条例第百一号**福島県児童福祉施設条例等の一部を改正する条例**

(福島県児童福祉施設条例の一部改正)

第一条 福島県児童福祉施設条例(昭和三十九年福島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

(福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第二条 福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第六条の二第八項」を「第六条の二の二第八項」に改める。

(福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第三条 福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号イ中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

(福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第四条 福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年福島県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第八項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

第五条 福島県障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県条例第百二号**福島県地域医療介護総合確保基金条例**

(設置)

第一条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第四条第二項第二号に掲げる事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県地域医療介護総合確保基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(運用純益金の処理)

第五条 基金の管理及び運用から生じた収益の額が基金の管理及び運用に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

(運用益金等を計上すべき予算)

第六条 基金の管理及び運用から生ずる収益並びに基金の管理及び運用に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

(委任)

この条例は、公布の日から施行する。

(地域医療課)

福島県条例第百三号**福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例**

福島県保健師等修学資金貸与条例(昭和三十七年福島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「又は法」を「法」に、「に規定する厚生労働大臣」を「又は法第二十二條第二号に規定する都道府県知事」に、「又は看護師養成所」を「看護師養成所又は准看護師養成所」に改め、同号ウを削る。

別表県内の項第四号中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

(附 則)

この条例中別表県内の項第四号の改正規定は平成二十七年一月一日から、第二条第一号の改正規定は同年四月一日から施行する。

(地域医療課感染・看護室)

福島県条例第百四号

福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成十二年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表第八号中「二千九百円」を「三千三百円」に改め、同表第三十九号及び第四十号中「五万八千円」を「七万六千五百円」に、「三万二千円」を「五万三千三百円」に、「一万三千七百円」を「二万八千九百円」に改め、同表第四十一号及び第四十二号中「十万三千円」を「十四万六千六百円」に、「三千円」を「三千七百円」に、「千六百元」を「千八百円」に、「四百円」を「八百円」に、「七千四百八十円」を「一万四千七百円」に、「三万六千九百円」を「五万七千八百円」に改め、同表第四十六号及び第四十七号中「五万八千円」を「七万六千五百円」に、「三万二千円」を「五万三千三百円」に、「一万三千七百円」を「二万八千九百円」に改め、同表第四十八号及び第四十九号中「十万三千円」を「十四万六千六百円」に、「三千円」を「三千七百円」に、「千六百元」を「千八百円」に、「四百円」を「八百円」に、「七千四百八十円」を「一万四千七百円」に、「三万六千九百円」を「五万七千八百円」に改め、同表第五十号中「一万三千七百円」を「二万八千九百円」に改め、同表第五十号中「一万三千七百円」を「二万八千九百円」に改める。

第三条第一項第五号から第八号までを削り、同項第九号中「並びに医療機器の販売業及び貸与業」を削り、同項第十号を同項第六号とし、同項第十一号を同項第七号とし、同項第十二号中「並びに医療機器の販売業及び貸与業」を削り、同項第十三号中「並びに医療機器の販売業及び貸与業」を削り、同項第十四号を同項第九号とし、同項第十五号を同項第十号とし、同項第十六号を同項第十一号とする。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（薬 務 課）

福島県条例第百五号

福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

福島県道路占用料徴収条例（昭和四十五年福島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

占 用 物 件	占	単位	所 在 地	料
		甲		
	乙	丙	地	地

郵便差出箱及び信書便差出箱	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	地下に設ける変圧器	路上に設ける変圧器	地下に設ける電線その他の線類	共架電線その他上空に設ける線類	その他の柱類	第三種電話柱	第二種電話柱	第一種電話柱	第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱	法第三十二條第一項に掲げる工作物
													一本につき一年
三二〇	七七〇	一一三〇	三八〇	二	四	三九	八五〇	六二〇	三九〇	九〇〇	六六〇	四三〇	（第三級地）
二七〇	六四〇	一九〇	三一〇	二	三	三三	七〇〇	五一〇	三二〇	七四〇	五五〇	三六〇	（第四級地）
二四〇	五六〇	一七〇	二七〇	二	三	二八	六二〇	四五〇	二八〇	六五〇	四八〇	三二〇	（第五級地）

二 法第三十二條第一項第二号に掲げる物件						その他のもの	広告塔
外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・五メートル未満のもの	外径が〇・五メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上〇・九メートル未満のもの		
占用面積一平方メートルにつき一年						占用面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年
九三	七〇	四六	三五	二三	一六	七七〇	一、九〇〇
七六	五七	三八	二九	一九	一三	六四〇	一、一〇〇
六七	五〇	三四	二五	一七	一二	五六〇	七六〇

五 法第三十二條第一項第二号に掲げる施設	四 法第三十二條第一項第五号に掲げる施設			三 法第三十二條第一項第三号及び第四号に掲げる施設					
	地下街及び地下室	上空に設ける通路	地下に設ける通路	階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの
祭礼、縁日その他	占用面積一平方メートルにつき一年			占用面積一平方メートルにつき一年			占用面積一平方メートルにつき一年		
祭礼、縁日その他	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額			Aに〇・〇〇四を乗じて得た額			七七〇	四六〇	一六〇
	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額			Aに〇・〇〇七を乗じて得た額			六四〇	三八〇	一三〇
	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額			Aに〇・〇〇四を乗じて得た額			五六〇	三四〇	一二〇

旗ざお	標識	六 政令第七号に掲げる物件 看板 (アーチであ るものを除 く。)		その他のもの	一時的に設けるもの	その他のもの	一 項 第 六 号 に 掲 げ る 施 設
		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	表示面積一平方メートルにつき				
一九	六二〇	一、九〇〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九
一一	五二〇	一、一〇〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一
八	四五〇	七六〇	七六	七六	七六	七六	八

八 政令第七号第三号に掲げる施設	七 政令第七号第二号に掲げる工作物	アーチ		幕(政令第七号第四号に掲げる工事用施設であ るものを除く。)		その他のもの	一時的に設けるもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの
		車道を横断するもの	その他	その他	その他				
Aに〇・〇二八を乗じた得た額	七七〇	九三〇	一、九〇〇	一九〇	一九	一九〇	一九〇	一九〇	
	六四〇	五三〇	一、一〇〇	一一〇	一一	一一〇	一一〇	一一〇	
	五六〇	三八〇	七六〇	七六	七六	八	七六	七六	

十三 政令 第七条第 十号に掲 げる施設 及び自動 車駐車場	建築物 その他のもの	占用面 積一平 方メー トルに つき一 年	Aに〇・〇 一一を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一二を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一四を乗じ て得た額	十二 政令 第七条第 九号に掲 げる施設	建築物 その他のもの	占用面 積一平 方メー トルに つき一 年	Aに〇・〇 一六を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一七を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二を乗じて 得た額	十一 政令 第七条第 八号に掲 げる施設	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	占用面 積一平 方メー トルに つき一 年	Aに〇・〇 一六を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一七を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二を乗じて 得た額	十 政令 第七条第六号に掲げる 仮設建築物及び同条第七号に 掲げる施設	占用面 積一平 方メー トルに つき一 月	七七	六四	五六	九 政令 第七条第四号に掲げる 工事用施設及び同条第五号に 掲げる工事用材料	占用面 積一平 方メー トルに つき一 月	一九〇	一一〇	七六	年

十四 政令 第七条第 十一号に 掲げる応 急仮設建 築物	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	占用面 積一平 方メー トルに つき一 年	Aに〇・〇 一六を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一七を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二を乗じて 得た額	十五 政令 第七条第十二号に掲 げる器具	トンネルの上又は 高速自動車国道若 しくは自動車専用 道路(高架のもの に限る。)の路面 下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	占用面 積一平 方メー トルに つき一 年	Aに〇・〇 一六を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一七を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二を乗じて 得た額	十六 政令 第七条第 十三号に 掲げる施 設	トンネルの上又は 高速自動車国道若 しくは自動車専用 道路(高架のもの に限る。)の路面 下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	占用面 積一平 方メー トルに つき一 年	Aに〇・〇 一六を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一七を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二を乗じて 得た額	十七 政令 第七条第十 四号に掲 げる施設	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	占用面 積一平 方メー トルに つき一 年	Aに〇・〇 一六を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一七を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二を乗じて 得た額	十八 政令 第七条第十 五号に掲 げる施設	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	占用面 積一平 方メー トルに つき一 年	Aに〇・〇 一六を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一七を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二を乗じて 得た額	十九 政令 第七条第十 六号に掲 げる施設	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	占用面 積一平 方メー トルに つき一 年	Aに〇・〇 一六を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一七を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二を乗じて 得た額	二十年

備考
 1 金額の単位は、円とする。
 2 所在地とは、占有物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。
 (1) 甲地(第三級地) 福島市及び郡山市
 (2) 乙地(第四級地) 会津若松市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、鏡石町、泉崎村、矢吹町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、新地町及び飯館村
 (3) 丙地(第五級地) 喜多方市、二本松市、田村市、川俣町、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、

平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、川内村、浪江町及び葛尾村

3 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち四条又は五条の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち六条以上の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものをいうものとする。

4 第一種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち四条又は五条の電線（当該電話柱を設置するものに限る。）を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち電話柱のうち六条以上の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものをいうものとする。

5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

6 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

7 Aは、近傍類似の土地（十一の項に掲げる施設のうち政令第七条第八号に規定する特定連結路附属地に設けるもの及び十六の項に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

8 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。

9 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
2 改正後の福島県道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

3 平成二十七年以降の各年度の占用料の額は、次の各号に掲げるものとする。
一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十号に規定する電気事業者、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定

する認定電気通信事業者及びガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業者（以下これを「電気事業者等」という。）については、福島県各建設事務所又は各土木事務所の道路占用許可事務に係る所管区域ごとのその電気事業者等についての占用料の額が前年度の占用料の額に一・二を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、経過措置として当該調整占用料額を占用料の額とする。
二 前号に掲げるもの以外の占有物件に係る占用料の額は、占有物件ごとに算出した占用料の額が調整占用料額を超える場合には、当該調整占用料額とする。
（道路計画課）

福島県条例第六十号

福島県都市計画法施行条例の一部を改正する条例

福島県都市計画法施行条例（平成十一年福島県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。
第十号中「及び南相馬市」を「二本松市、南相馬市及び伊達市」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際福島県都市計画法施行条例第十号各号に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）のそれぞれの規定により知事若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百五十三条第一項の規定により知事の権限の委任を受けた者（以下「知事等」という。）がした処分その他の行為又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令のそれぞれの規定により知事等に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては、二本松市長又は伊達市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、二本松市長若しくは伊達市長がした処分その他の行為又は二本松市長若しくは伊達市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
（都市計画課）

福島県条例第七十号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。
第一条中「十ヘクタール以上の」を「十ヘクタール以上であり、かつ、二以上の市町村の区域にわたる」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（まちづくり推進課）

福島県条例第八十号

福島県都市公園条例の一部を改正する条例

福島県都市公園条例（昭和五十四年福島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の表電柱、電話柱、支柱、支線の項中「五六〇円」を「四三〇円」に改め、同表変圧塔の項及び送電塔の項中「一、〇〇〇円」を「七七〇円」に改め、同表水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものの項中「二二〇円」を「九〇円」に、「三〇〇円」を「三三〇円」に、「六〇〇円」を「四六〇円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「四二〇円」を「三二〇円」に改め、同表公衆電話所の項中「一、〇〇〇円」を「七七〇円」に改め、同表標識の項中「八〇〇円」を「六二〇円」に改め、同表工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設の項中「二〇〇円」を「一九〇円」に改め、同表土石、竹木、かわらその他の工事用材料の置場の項中「かわら」を「瓦」に、「二二〇円」を「一九〇円」に改める。

附則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第二の二の表土石、竹木、かわらその他の工事用材料の置場の項の改正規定（「かわら」を「瓦」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の福島県都市公園条例第九条第一項の規定により納入すべきであった使用料については、なお従前の例による。

（まちづくり推進課）

福島県条例第九号

福島県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県営住宅等条例（昭和三十五年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表福島県営湯川町団地の項及び福島県営愛宕団地の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（建築住宅課）

福島県条例第一百十号

福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福島県建築基準法施行条例（昭和二十六年福島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

附則第二項中「（以下この項において「警戒区域等」という。）」を削り、同項各号中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条第二項第三号の改正規定は、土

砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九号）の施行の日から施行する。

（建築指導課）

福島県条例第一百一十号

福島県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県宅地建物取引業法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表二の項中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改め、同表三の項中「法」を「宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十一号）による改正前の法」に改め、同表四の項中「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に改め、同表六の項及び七の項中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同表九の項を同表十一の項とし、同表八の項中「（昭和三十二年 法務省 令第一号）」を削り、同項を同表十の項とし、同表七の項の次に次のように加える。

八 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十四条の十五第一項の規定に基づく宅地建物取引士証の再交付を受けようとする者	一件につき四千五百円
九 宅地建物取引業者営業保証金規則（昭和三十二年法務省 令第一号）第九条第一項又は第二項に規定する証明書の交付を受けようとする者	一通につき三百円

第二条第一項中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（建築指導課）

